はじめに

当財団は、公益目的事業として、衣浦港３号地廃棄物最終処分場の廃棄物等埋立処分事業、名古屋港南５区廃棄物最終処分場の維持管理事業、廃棄物の処分に関する調査研究及び普及啓発事業を実施している。

１　衣浦港３号地廃棄物最終処分場の廃棄物等埋立処分事業

場所	知多郡武豊町字三号地
規模	47.2ha（安定型区画8.4ha、管理型区画34.4ha、管理施設4.4ha） 496万㎥（安定型区画73万㎥、管理型区画423万㎥）
受入期間	2010（平成22）年度～　（埋立免許期限：2033（令和15）年４月）

（１）　埋立処分した廃棄物等の種類及び量

ア　概要

2023（令和5）年度は、一般廃棄物76千トン、産業廃棄物220千トン、建設発生土5千トンの合計301千トンの搬入があり、計画値400千トンの75%であった。これは、2022（令和4）年度の搬入量の511千トンから211千トン減少している。

〈廃棄物等搬入量〉　（単位:搬入量は千トン、収益は百万円）

区分	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度		
		計　画	実績（対計画比）	計画との差
廃棄物	478	391	296（76%）	△95
一般廃棄物	78	70	76（109%）	6
産業廃棄物	401	321	220（69%）	△101
建設発生土	33	9	5（56%）	△4
廃棄物等搬入量	511	400	**301（75%）**	△99
処分料収益	6,131	5,951	4,106（69%）	△1,845

注1．実績の（ ）内は計画値に対する割合である。
2．量は千トン未満四捨五入、額は百万円未満切捨てとした関係で合計が一致しない場合がある。
3．処分料収益は消費税を含み、産業廃棄物税を含まない。

イ　種類別搬入量

安定型区画及び管理型区画の種類別搬入量及び割合は、図のとおり。

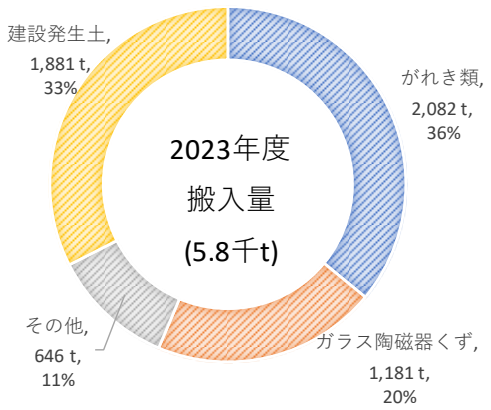

図１　安定型区画搬入割合

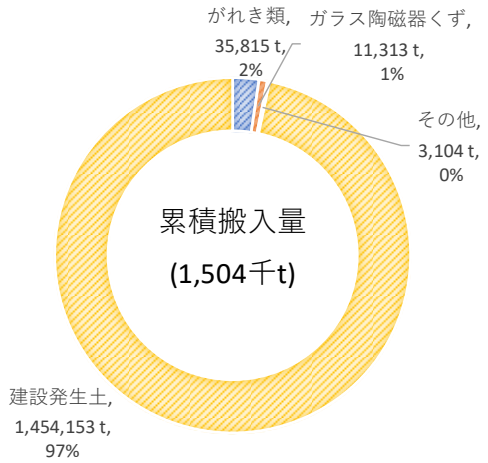

（参考）　安定型区画累積搬入割合

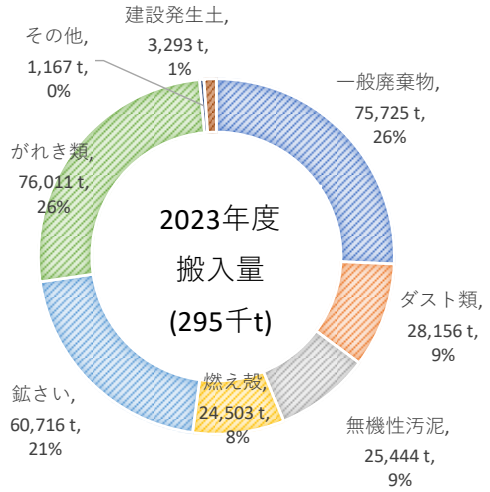

図２　管理型区画搬入割合

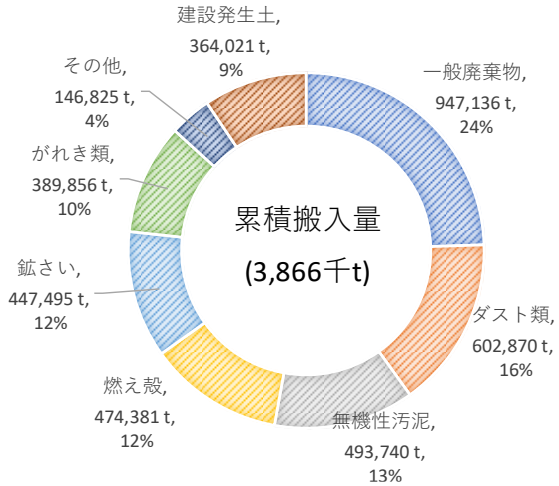

（参考）　管理型区画累計搬入割合

ウ　地域別

（ア）一般廃棄物

名古屋地区 13%、尾張地区(名古屋地区除く)62%、三河地区 24%であった。

（イ）産業廃棄物

名古屋地区 7%、尾張地区(名古屋地区除く)47%、三河地区 46%であった。

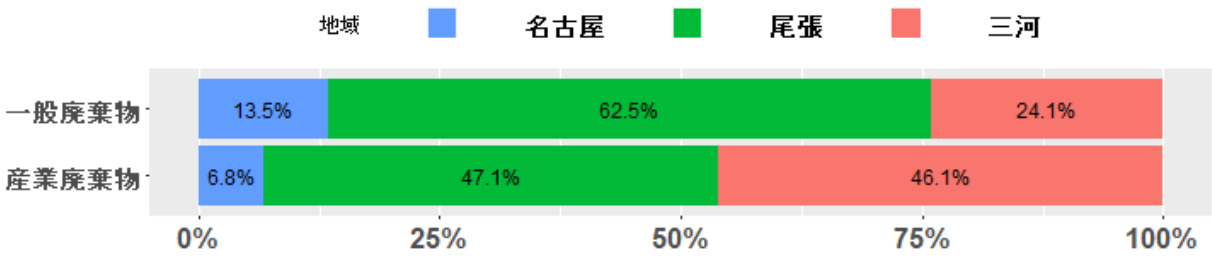

図３　地域別搬入割合

（２）　埋立の進捗状況

ア　安定型区画

埋立容量　約 73 万m³（覆土を除く。）のうち約 91%が埋め立てされ、残余率は約 9%。

イ　管理型区画

埋立容量　約 423 万m³（覆土を除く。）のうち約 67%が埋め立てされ、残余率は約 33%。

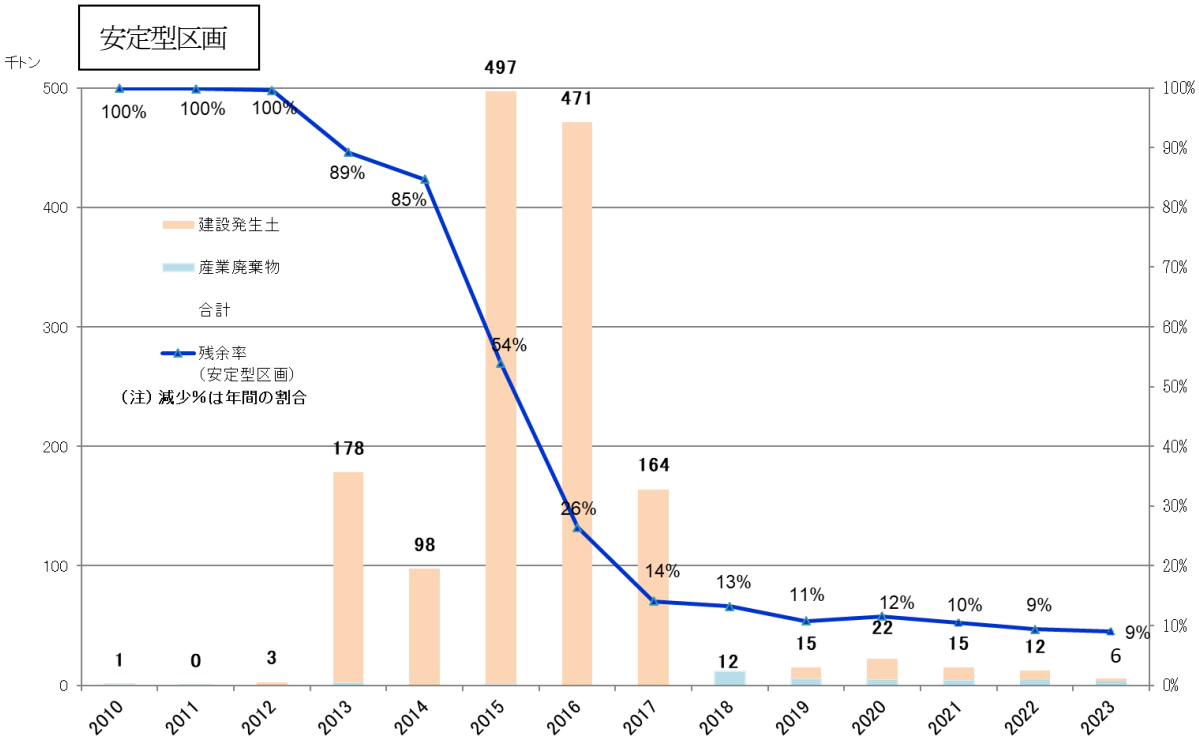

図４　廃棄物等の搬入量(種類別)と残余率（安定型区画）

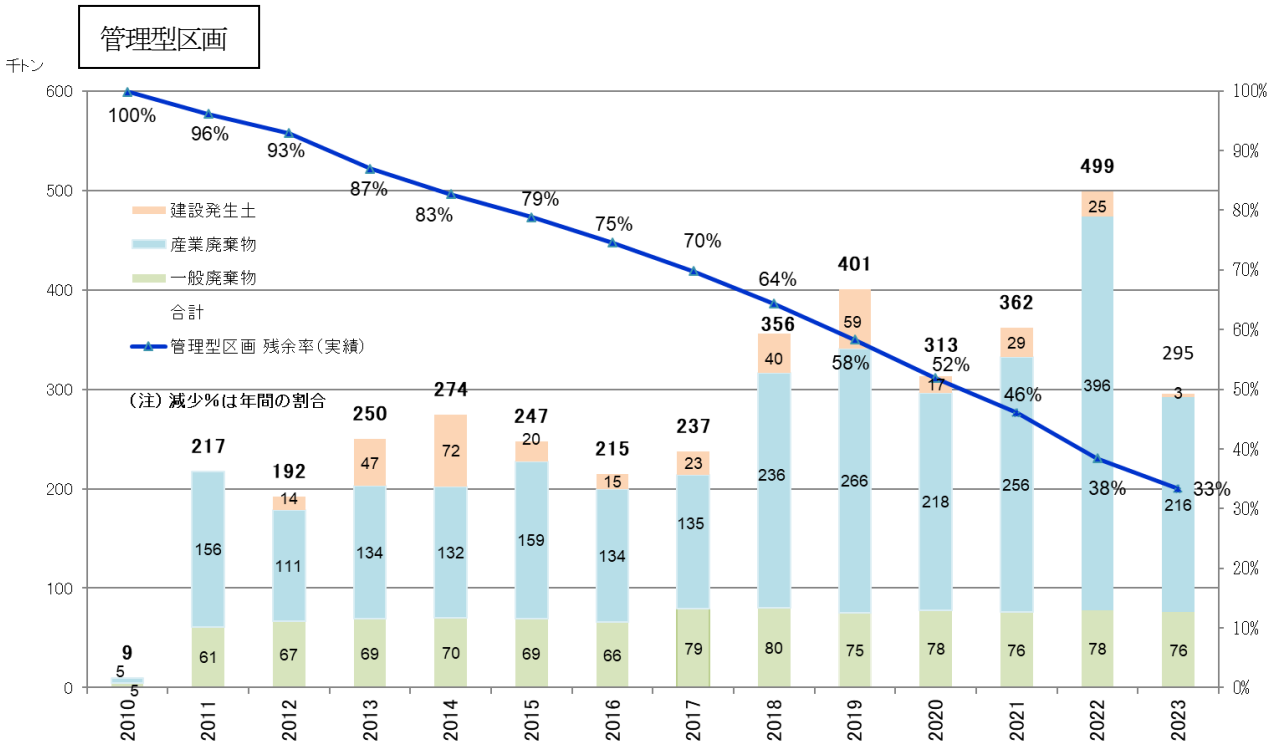

図５　廃棄物等の搬入量(種類別)と残余率（管理型区画）

（３）　処分場の運営

ア　受入廃棄物の検査

当財団が定めている廃棄物等の受入基準への適合性を確保するため、搬入された廃棄物について、目視での確認や抜取検査などを実施した。

イ　排水処理施設の運転管理

処分場からの浸出液について、排水処理施設の運転管理を適正に実施し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく排水基準及び武豊町との公害防止協定に基づく管理目標値（以下、「武豊町との協定値」という。）に適合するよう処理を行った上で、公共用水域へ放流した。

ウ　環境監視調査

処分場からの放流水の水質調査（毎月１回）、周辺海域の水質調査（３地点、年４回）、周辺海域の底質調査（２地点、年１回）等を実施した。

放流水の水質は、廃棄物処理法に基づく排水基準及び武豊町との協定値に全ての項目が適合していた。また、周辺海域の水質調査等についても異常は認められなかった。

エ　廃棄物等埋立処分のデータ管理

「運用管理システム」を構築して、処分場の運営に必要な廃棄物等の搬入や埋立履歴などの各種情報を管理し、廃棄物の種類ごと及び排出事業者ごとの搬入量の把握や、排出事業者からの処分料金の請求などに活用している。

オ　施設の維持管理

護岸等の施設は、定期的に点検・修繕し、適切に維持管理している。

（４）　その他

ア　処分場の長期かつ安定的使用に向けた取組（管理型区画）

愛知県の保有する衣浦港３号地公有水面埋立免許の埋立期間が、2033（令和 15）年４月まで 10 年間伸長された（2022（令和 4）年 9 月 29 日付け）。

また、2022 年度に愛知県から搬入抑制策等の実施について依頼を受けた。

処分場の長期かつ安定的使用のための方策として、廃棄物の搬入量の抑制を目的に各事業者に年間搬入上限目標量（キャップ）を定め、2024 年 4 月 1 日からキャップ制度を新たに開始した。

イ　各種割引制度の廃止

「新規割引」、「鉱さい割引」、「継続割引」の割引制度、優遇措置（適合性無料判定制度及び衣浦トンネル回数券交付制度、営業日の拡大（3 連休となる場合の祝日を営業日）は、2023（令和 5）年度末で終了した。

ウ　エコアクション21

当財団が定めた環境方針に基づき、環境法規等の遵守、環境負荷の低減、資源循環の推進等の取組を積極的に行った。

エ　地域とのコミュニケーション

地域の清掃活動に参加するとともに、地元の方々に対して「安全、安心な処分場」への理解を深めていただくために、見学会を開催した。

年月日	内容
令和５年６月 24 日	富貴地域「水辺クリーンアップ大作戦」に参加
令和５年10月 21 日	武豊地域「水辺クリーンアップ大作戦」に参加
令和６年２月 13 日	「アセック見学会」（事業説明、見学等）の開催

オ　跡地利用

埋立終了後の跡地利用に係る検討会に参画した。

【参　考】

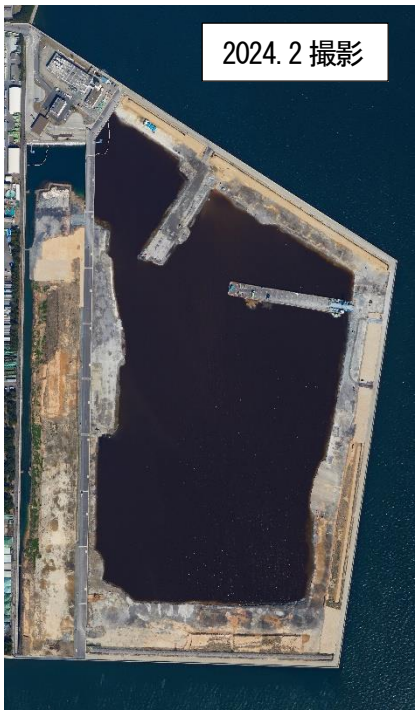

２　名古屋港南５区廃棄物最終処分場の維持管理事業

場所	知多市緑浜町
規模	56ha、491万㎥
受入期間	1992(平成４)年３月～2010(平成22)年３月(埋立終了)

（１）　埋立を終了した処分場の管理

ア　排水処理施設の運転管理

処分場からの浸出液について、排水処理施設の運転管理を適正に実施し、廃棄物処理法に基づく排水基準及び知多市との公害防止に関する覚書に基づく許容限度（以下、「知多市との協定値」という。）に適合するよう処理を行った上で、公共用水域へ放流した。

イ　環境監視調査

処分場からの放流水の水質調査（毎月１回）、周辺海域の水質調査（２地点、年４回）、周辺海域の底質調査（１地点、年１回）等を実施した。

放流水の水質は年間を通して、廃棄物処理法に基づく排水基準及び知多市との協定値に全ての項目が適合していた。また、周辺海域の水質調査等についても異常は認められなかった。

ウ　その他

保有水について、処分場廃止基準の適合性を確認するため、水質調査（毎月１回）を行った。ＣＯＤ、全窒素はすべて廃止基準に適合していたものの、ｐＨは６月、12 月、１月の３回適合しなかった。

３　調査研究及び普及啓発事業

（１）　調査研究事業

衣浦港３号地廃棄物最終処分場を対象とし、埋立処分終了後の早期廃止（埋立地内の保有水の廃止基準への早期適合）に係る対策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とした調査研究を 2016（平成28）年度から継続して実施している。

同処分場の円滑な跡地利用のために、最新の規制動向や対策事例などを踏まえた処分場の閉鎖及び廃止のための基本計画を、2021（令和 3）年度から 2022（令和 4）年度にかけて、専門家の指導・助言を得てとりまとめた。

（２）　普及啓発事業

ア　廃棄物セミナーの開催

当財団の搬入事業者等を対象に、廃棄物に関する最新動向・情報を幅広く提供し、廃棄物の適正処理に係る理解を深めていただくため、セミナーを開催した。

開　　催　　日	2023（令和5）年 10 月 18 日から
会　　場	愛知芸術文化センターアートスペースＡ
出　　席　　者	106 名（企業 59 名、自治体関係者 47 名）
内　　容	講演「廃棄物処理のコンプライアンスと循環型社会に向けた今後の取組」 講師：佐藤泉法律事務所　佐藤　泉　氏 講演「衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の現状と新料金制度：キャップ制度について」

イ　施設見学、環境学習協力事業等

〈施設見学〉

県民等に処分場を見学いただき、廃棄物最終処分場への理解を深めていただいた(204 名)。

〈環境学習への協力〉

愛知県が構築したＡＥＬネット(Aichi Environmental Learning Network)の環境学習スタンプラリーの施設として参加した　(2023(令和５)年６月～2024(令和６)年２月)。

また、愛・地球博記念公園(モリコロパーク)にある環境学習施設「もりの学舎」が行う「キッズクラブ」事業において、2023(令和５)年８月に処分場を見学していただくなど、当財団の協賛事業を実施した。

〈作成した啓発用資材〉

パンフレット	「環境、そして未来のために」(埋立実績)Ａ４判
メモパッド	550 個

４　理事会・評議員会

（１）　理事会

年月日	場所	議題
令和５年４月１日	書面決議	１　業務執行理事の選定
令和５年６月 12 日	KKR ホテル名古屋	１　令和４年度事業報告及び決算の承認 ２　評議員会の招集 〈報告（職務執行状況）〉 １　新たな処分単価及びキャップ制度の検討状況
令和５年６月 30 日	書面決議	１　代表理事及び業務執行理事の選定
令和５年７月７日	書面決議	１　評議員会の実施（評議員の辞任に伴う後任者の選任）
令和５年９月６日	KKR ホテル名古屋	１　埋立処分単価の改定及び割増単価の設定 〈報告（職務執行状況）〉 １　廃棄物等の搬入状況 ２　キャップ制度の導入
令和６年２月２日	KKR ホテル名古屋	１　特定費用準備資金等の創設 ２　特定費用準備資金（衣浦港３号地処分場廃止準備資金）の保有 ３　衣浦港３号地処分場安定型区画の早期竣工に向けた取組 ４　令和６年度事業計画書及び収支予算書等の承認 ５　役員損害賠償責任保険契約の締結 〈報告（職務執行状況）〉 １　廃棄物等の搬入状況
令和６年３月 31 日	書面決議	１　評議員会の実施（評議員及び役員の辞任に伴う後任者の選任） ２　常勤役員の報酬額

（２）　評議員会

年月日	場所	議題
令和５年４月１日	書面決議	１　役員の辞任に伴う後任者の選任
令和５年６月 30 日	KKR ホテル名古屋	１　理事の選任 〈報告〉 １　令和４年度事業及び決算の報告 ２　新たな処分単価及びキャップ制度の検討状況
令和５年７月７日	書面決議	１　評議員の辞任に伴う後任者の選任

（３）　役員・評議員の異動

異動日	事項	
令和５年４月１日	理事に就任	刈谷良稔、高瀬賢二、川村正人
	監事に就任	伊藤暢浩
	常務理事に就任	刈谷良稔
令和５年７月６日	評議員を辞任	佐々木菜々子
令和５年７月７日	評議員に就任	牧野利香
令和６年３月 31 日	評議員を辞任	西村司、片山明彦
	理事を辞任	小野俊之（専務理事を辞任）、小林剛、川村正人
	監事を辞任	伊藤暢浩

５　内部統制体制の整備及び運用

（１）　内部統制体制に係る関係規程の整備状況

「理事の職務の執行が法令及び定款に適合すること、その他業務の適正を確保するための体制」については、次のとおり規程を整備し、運用している。

項目	関係規程の整備状況
理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	文書管理規程、情報公開規程、個人情報保護規程
損失の危険の管理に関する規程その他の体制	リスク管理規程
理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	組織規程、事務決裁規程
使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	倫理規程、コンプライアンス規程、公益通報者保護規程、情報公開規程、個人情報保護規程
監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等	監事監査規程

（２）　運用状況の概要

ア　理事の職務執行の適正性確保

理事会を３回開催し、業務執行理事から「職務執行状況」の報告をするとともに、財団の重要事項について審議した。

これらの議事録等は、内部規程に基づき、適切に保存・管理されている。

また、代表理事及び業務執行理事による会議を毎月１回開催し、事務局から毎月の搬入量等について報告した。

イ　監事監査の実効性確保

監事は、会計監査人との意見交換等を行ったほか、全ての理事会に出席するなどして、理事の職務執行及び内部統制の把握に努めた。

ウ　使用人の職務執行の適正性確保

（ア）　研修

次のとおり研修を実施した。

年月日	内容
令和６年２月 14 日	安全衛生研修

（イ）　訓練

次のとおり、緊急事態への対応訓練を実施した。

訓練の内容	年間実施回数
地震・津波訓練	１回
火災訓練	１回
薬品漏れ対応訓練	２回（衣浦港３号地、名古屋港南５区　各１回）
悪臭訓練	１回

６　附属明細書

（１）　衣浦港３号地廃棄物最終処分場の放流水の水質調査結果（2023（令和５）年度）

項　目	単位	測定結果			廃棄物処理法に基づく排水基準	公害防止協定に基づく管理目標値
		平均値	最小値	最大値		
水素イオン濃度（ｐＨ）	－	7.3	6.9	7.7	5.0～9.0	5.0～9.0
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	mg/L	5.7	3.4	8.6	90	10
浮遊物質量（ＳＳ）	mg/L	2.7	1未満	7	60	10
窒素含有量（Ｔ－Ｎ）	mg/L	3.4	0.8	5.9	120(60)※	10

※　( )内は日間平均値。

(注)　この他の項目（重金属等）についても、全て廃棄物処理法に基づく排水基準及び武豊町との公害防止協定に基づく管理目標値に適合。

（２）　名古屋港南５区廃棄物最終処分場の放流水の水質調査結果（2023（令和５）年度）

項　目	単位	測定結果			廃棄物処理法に基づく排水基準	公害防止に関する覚書に基づく許容限度
		平均値	最小値	最大値		
水素イオン濃度（ｐＨ）	－	7.4	6.6	7.9	5.0～9.0	5.0～9.0
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	mg/L	7.4	6.4	10	90	25(20) ※
浮遊物質量（ＳＳ）	mg/L	1未満	1未満	2	60	25(20) ※
窒素含有量（Ｔ－Ｎ）	mg/L	16.2	11	21	120(60) ※	－

※　( )内は日間平均値。

(注)　この他の項目（重金属等）についても、全て廃棄物処理法に基づく排水基準及び知多市との公害防止に関する覚書に基づく許容限度に適合。